平成２２年（フ）第９３６号
広島市安芸区阿戸町942番地６
債務者　塚崎組こと　塚崎　康弘
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６０号
広島市佐伯区八幡東４丁目28番68－５－101号
債務者　坂本　恭子
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０４７号
広島市西区草津浜町21番９－201号　大可ビル
債務者　栗原　幸雄
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５５号
愛媛県松山市美沢１丁目８番57号　ハイム美沢303号
債務者　宮口　由之
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３６３号
愛媛県松山市畑寺２丁目９番26号　フォブール畑寺公園Ｂ－201号
債務者　平山　幸里
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１６２号
宮崎県延岡市野地町６丁目3295番地
債務者　矢田　美穂
１　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１６８号
宮崎県延岡市伊達町３丁目65番地
債務者　押方　宏典
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第６９号
鹿児島県志布志市志布志町安楽2272番地２
債務者　吉川　英雄
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
鹿児島県曽於市末吉町二之方2434番地５、旧住所大阪市東淀川区小松２丁目16番27号
債務者　平尾　雄二
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１５５号
北海道苫小牧市汐見町３丁目17番５号
債務者　武山　幸雄
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１５６号
北海道苫小牧市汐見町３丁目17番５号
債務者　武山　祥子
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１７４号
北海道苫小牧市明野新町２丁目３番26号　レインボーハウスオーシャン１　105号
債務者　浅井　麻衣（旧姓矢田）
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１４９号
宮城県大崎市古川中里３丁目５番21号　原田第２団地19号
債務者　阿部　光彦
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
宮城県東松島市矢本字上沢目139番地
債務者　八木　　恵
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
秋田県由利本荘市石脇字田尻28番地344
債務者　中村あけみ
１　決定年月日時　平成22年７月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第３９号
秋田県由利本荘市石脇字尾花沢55番地32
債務者　佐々木聡美
１　決定年月日時　平成22年７月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第６９号
茨城県神栖市波崎8941番地２
債務者　佐藤　美帆（旧姓椎名）
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部